由布市中小企業者等省エネ設備導入促進支援金 Q&A

※令和4年11月10日現在

■対象者について

・NPOや社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人は対象となりますか。

中小企業基本法上の中小企業者に該当しないため、対象となりません。詳しくはこちらをご確認ください。(中小企業庁ホームページ「中小企業の定義について」URL: https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq01_teigi.htm)

・市内に店舗を2つ所有していますが、店舗毎に申請できますか。

申請は、店舗毎でなく1事業者につき1回までとなります。1店舗の購入金額が上限額を超えない場合は、各店舗に設置した省エネ設備の購入金額を合算して申請してください。

■申請手続について

領収書に品物等の記載がありませんが、受け付けられますか。

カタログの金額や写真等で整合性が確認できる場合は、受け付けることができます。カタログの写しは インターネットサイトの写し等でも代替可能です。

領収書を紛失してしまいましたが、受け付けられますか。

支払を証明するものになりますので、受け付けられません。お手数ですが、領収書の再発行を購入元へ ご依頼をお願いいたします。

リース契約をして購入した場合は、対象になりますか。

対象になります。追加資料として、借用のための見積書・契約書を提出をお願いいたします。 ただし、令和4年4月1日から令和5年2月28日までに契約をし、同期間の支払分のみが対象です。

中古品は対象になりますか。

対象となります。(ただし、その他の要件を満たしている必要があります。)

■その他

由布市中小企業者等省エネ設備導入促進支援金は課税の対象となりますか。

法人は法人税、個人事業主は所得税又は住民税の課税対象となります。課税所得を計算する際は、益金(個人事業主の場合は、総収入金額)に算入してください。

個人事業主の場合、「事業所得」の雑収入として算入することになると思われますが、詳しくは税務 署(個人課税部門)にお問い合わせください。